

平成 26 年度第 3 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

1 日時

平成 27 年 2 月 27 日（金）午前 10 時～11 時 20 分

2 場所

富山県総合福祉会館 701 研修室

3 出席者

委員：楠井専門部会長、加賀谷委員、小口特別委員（代理：二俣富山河川国道事務所副所長）、高橋専門員、田口専門員、千葉専門員、陶野専門員、藤縄専門員
事務局：熊谷生活環境文化部次長、藤平蔵環境保全課長、九澤課長補佐、佐野水質保全係長、野村主任、井上主任ほか

4 内容

議事

- (1) 富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について
- (2) 平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

5 主な意見、質疑応答

(1) 富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について

[委員等] 計画の改定案 13 ページの計画の指標に、県民が主体の水環境保全活動として「とやま川の見守り隊」のみが記載されているが、その他の団体は、含まれないのか。

[事務局] 「とやま川の見守り隊」は、地域に根差した水環境保全活動を推進する観点から、地域のリーダーとして活動する県民の皆さんに隊員になっていただいている。今後は、ご指摘のあった様々な団体の皆さんにも隊員になっていただき、活動の輪を県全体に広げてまいりたいと考えている。また、水環境の保全を担う次世代の人材を育成する観点から、隊員の皆さんには、子どもたちへの環境教育も担っていただきたいと考えている。

[委員等] 「とやま川の見守り隊」の活動の対象は、河川だけなのか。水環境は河川だけでなく、湖沼や海域もある。

[事務局] 「とやま川の見守り隊」は、まずは身近な河川から活動を始めたところであるが、今後は「森、川、海」のつながりを意識しながら、森林や湖沼、海域など、あらゆる地域に活動を広げてまいりたいと考えている。

[委員等] 計画の指標に「とやま川の見守り隊による保全活動への参加人数」と記載す

ると、その活動が河川に限定したものと誤解されるおそれがある。

[事務局] ご指摘を踏まえ、「とやま川の見守り隊」の活動は、河川に限定したものではないとの注釈を、追記したい。

[委員等] 10 ページの図 2-6 県民意識調査の結果を見ると、「④地域における水環境保全活動の取組み」に多くの県民が関心を持っている。そうであれば、計画案では、27 ページの(16)「①森・川・海づくり活動の体験等の推進」といった体験型環境教育の対象が、従業員と家族のほか、「地域の親子」とされているが、幅広い人々に参加してもらう観点から、親子に限定せず、地域住民とした方がよいのではないか。

[事務局] ご指摘を踏まえ、親子に限定したものではないことが分かるように修正したい。

[委員等] 改定素案に対する意見と対応（案）について、パブリックコメントの意見提出者の欄の「20 歳以上」、「30 歳以上」との記載は、「20 歳代」、「30 歳代」とすべきではないか。

[事務局] ご指摘どおり修正したい。

[委員等] 改定後の計画を公表する際、用語集を添付するのか。一般的には、分かりにくい用語も記載されている。

[事務局] ご指摘を踏まえ、計画の公表にあたっては、資料編と合わせて用語集を添付したい。

[委員等] 計画の改定案の 9 ページの水生生物保全環境基準について、例えば、生物 A 類型の場合は、3 項目の基準値すべてに適合している場合に、環境基準達成と評価するのか。

[事務局] 本県では、水生生物保全環境基準については、全亜鉛のみ水質環境の把握を行っていることから、全亜鉛の年平均値により、環境基準の達成状況を評価している。

- クリーンウォーター計画の改定については、一部修正のうえ改定案をとりまとめ、環境審議会に報告することに決した。

(2) 平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

[委員等] 継続監視調査の頻度を年 2 回から年 1 回にする場合、どの時期に調査を行うのか。地下水位等は季節により変動するのではないか。

[事務局] 過去のデータを確認した上で、調査時期を検討したい。季節変動が大きい地点については、そのことを考慮して適切な調査時期を設定したい。

[委員等] 1 回の調査で異常値が検出された場合、再度、調査を実施するのか。

[事務局] 異常値が検出された場合は、再調査を行うこととしている。

- 平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、県の原案のとおり決した。

(3) その他

[委員等] 水循環基本法や、現在検討されている地下水保全法について、県では、どの部署が所管することになるのか。クリーンウォーター計画は水質が中心の計画と認識しているが、水環境の構成要因は水質のほかに水量や水温もあり、これらを考慮して、県の担当部署を検討してもらいたい。

[事務局] 水循環基本法について、現時点では、担当部署は決まっていない。地下水保全法についても、既存の法律体系と整理した上で、今後国において所管官庁が検討されると聞いている。ご指摘のとおり、水量や水温も水環境の重要な要素と考えており、国の方向性が見えてきた段階で、県でも検討する必要がある。

[委員等] これらの法律は、縦割り行政をなくして、全省庁が関与していくことを意図したものである。しかし、国でも、法令体系や所管省庁の整理に苦慮していると思われる。県にとっても難しいかもしれないが、国の動向を踏まえて、県でも検討してもらいたい。

以上、議事内容に相違ありません。

富山県環境審議会水環境専門部会長 楠井 隆史